

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

#### a. 企業間の連携

お客さまの販路拡大や生産性向上、社会課題への対応など様々な経営課題の解決をご支援するため、地域やグループ会社などの当行ネットワークを活かしたビジネスマッチングの推進に取り組んでおります。

また、お客さまの事業承継に関する課題解決のため、グループ会社（百五みらい投資株式会社）や外部の提携先とも連携しながらお客さまの希望する事業承継方針に沿ってワンストップでサポートできる体制を構築しています。

#### b. IT 実装支援

お客さまの多様な経営課題をデジタル技術の活用によりご支援するため、グループ会社（株式会社百五デジタルソリューションズ）や外部の提携先との連携によるマッチング支援やシステム構築支援などのデジタル導入支援に取り組んでおります。

#### c. 専門人材マッチング

お客さまの人材確保に関する課題解決をご支援するため、グループ会社（百五スタッフサービス株式会社）や外部の提携先との連携により適切な人材をご紹介する、人材マッチングに取り組んでおります。

#### d. グリーン化の取組

お客さまの脱炭素経営を後押しすることで地域の脱炭素化につなげるため、サステナブルファイナンスの推進や、グループ会社（株式会社百五総合研究所）や外部の提携先との連携による温室効果ガスの排出量算定支援・削減支援に取り組んでおります。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他（任意記載）

当行は、「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携」が掲げる趣旨に賛同し、地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2020年10月8日  
(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 百五銀行

取締役頭取 杉浦 雅和